



内閣府

令和 4 年 4 月 2 8 日
国際平和協力本部事務局

「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について」及び「ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令」について

標記については、本日（28日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

記

1. 経緯

今般、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）から、ドバイ（アラブ首長国連邦）にあるUNHCRの倉庫に備蓄された人道救援物資をウクライナ周辺国（ポーランド共和国及びルーマニア）に輸送してほしいとの要請がありました。

UNHCRの要請を踏まえ、本日、閣議において「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について」及び「ウクライナ被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令」が決定されました。

2. 閣議決定の概要

- (1) 国際平和協力業務の種類及び内容
 - ① 国際平和協法力第3条第5号ツに掲げる業務のうち、輸送に係る業務
 - ② ①の輸送業務に係る連絡調整業務
- (2) 派遣先国
アラブ首長国連邦、ポーランド共和国及びルーマニア等
- (3) 国際平和協力業務を行うべき期間
令和4年4月29日から令和4年7月15日までの間
- (4) 規模
自衛隊の部隊201名（その他、支援要員として連絡調整要員5名）
- (5) 装備
輸送機（C-2）2機、空中給油・輸送機（KC-767）1機、政府専用機（B-777）1機及び輸送機（C-130H）1機（※武器は携行しない）
- (6) 手当
設置等政令において所要の手当の額を定める。